

(3) 岐阜県特別支援学校体育連盟 サッカー専門部会規程

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、サッカー専門部会（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局をサッカー専門部会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒にサッカー競技を普及し、生涯スポーツの振興を図る。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の生徒の、サッカー活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) サッカー活動に関する広報

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 参加校各1名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 1名

2 専門委員長は、本部会参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。

3 専門部会長は、会長が委嘱する。

4 専門委員は、本部会参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員の職務)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

- 2 専門委員長は、専門部会長の指示により参加校の専門委員と協力し、事業を執する。
- 3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。
- 4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

- 2 専門部会議は、専門部会長が招集する。
- 3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、別に定める。

第10条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1 本規程は、平成26年4月1日から施行する。
一部改正 令和4年2月25日